

議案第211号

売買契約のかし担保責任に基づく損害賠償額の決定について

上記の議案を提出する。

平成29年9月13日

福岡市長 高 島 宗一郎

理由

本件は、売買契約のかし担保責任に基づく損害賠償の額を決定する必要があるので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

売買契約のかし担保責任に基づく損害賠償額の決定について

売買契約のかし担保責任に基づく損害賠償の額を次のように決定する。

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損 害 賠 償 の 相 手 方	損 害 賠 償 額
福岡市中央区 [REDACTED] [REDACTED]	3,564,000円

2 事件の概要

- (1) 相手方 [REDACTED] (以下「相手方」という。) は、本市が一般競争入札に付した別記の土地（以下「本件土地」という。）について、平成28年3月9日に本市と売買契約を締結し、本件土地を取得した。
- (2) 平成28年6月、相手方が本件土地において戸建住宅用地の造成工事を進めていたところ、当該工事の途中で地下にコンクリート片等の廃棄物が埋没していることが発見されたため、相手方は、当該廃棄物の除去、運搬等を行うこととなり、損害が生じた。
- (3) 以上のとおり、本件土地に係る売買契約においては、その目的物に隠れたかしがあったものであり、本市は民法第570条の規定に基づき、売主のかし担保責任として、相手方に生じた損害を賠償する義務を負うものである。

別記

1 所在地

福岡市西区 [REDACTED] (売買契約締結時)

2 面積

990.26平方メートル